

3 時間帯別電灯（e タイム^{スリ}3）

（選択約款）

2024 年 4 月 1 日実施

北海道電力株式会社

3 時間帯別電灯（eタイム³）

I 本 則

1 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、5（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の3時間帯別電灯（2024年1月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、原則として実施細目2（契約容量）にもとづき定めます。
- (2) 別表（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

5 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 午後時間
毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。
- (2) 朝晩時間
午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。
- (3) 夜間時間
毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,938円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	543円40銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後時間

1キロワット時につき	50円73銭
------------	--------

ロ 朝晩時間

1キロワット時につき	43円32銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	26円29銭
------------	--------

7 使用電力量の算定等

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

- (2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

8 そ の 他

- (1) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

「朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契約容量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）に準じて総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、別表（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表（夜間蓄熱型機器）(1)には、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 本則 7（使用電力量の算定等）(2)イの場合で、当該一般送配電事業者等の夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器が取り付けられている場合
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、本則5（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、2017年4月1日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則1（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2017年4月1日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

3 契約容量についての特別措置

この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（契約容量等についての特別措置）の適用を受けている場合またはお客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、この選択約款実施の日以降に申込みを当社が承諾した場合の契約容量の算定は、当分の間、次のとおり行ないます。

- (1) 契約容量は、本則4（契約容量）にかかわらず、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)}}{1,000} \times 100 \text{ワット}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア，最大電流 10 アンペア，最大電流 15 アンペア，最大電流 20 アンペア，最大電流 30 アンペア，最大電流 40 アンペア，最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

- (2) 選択約款の時間帯別電灯本則 4（契約容量）またはピーク抑制型時間帯別電灯本則 4（契約容量）により契約容量を定めるお客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望される場合等で、当社との協議が整ったときには、(1)にかかわらず、本則 4（契約容量）により契約容量を算定いたします。

4 使用電力量の算定等についての特別措置

本則 7（使用電力量の算定等）(2)イの「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

5 通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適用

イ 通電制御型機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、2013 年 10 月 1 日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)または(ロ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

b 2013 年 10 月 1 日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で、次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(a) 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次の i または ii に該当する貯湯式電気温水器を

います。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 給水温度を検知できること。

(ii) (i)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(iii) (ii)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(iv) 毎日の夜間時間（本則7〔使用電力量の算定等〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(iii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii iに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(b) 通電制御型蓄熱式電気暖房器

通電制御型蓄熱式電気暖房器とは、次のiまたはiiに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 蓄熱体の温度を検知できること。

(ii) (i)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。

(iii) 毎日の夜間時間（本則7〔使用電力量の算定等〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii iに準ずる場合で、当社が認めたもの。

c aまたはbに該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられたb(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款の時間帯別電灯附則5（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)もしくは(ロ)、ピーク抑制型時間帯別電灯附則5（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)もしくは(ロ)または深夜電力Aおよび深夜電力B附則4（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い

(イ) 需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合は、次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電気暖房機器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの電気機器を使用される需要場所において、2015年9月1日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器

b 2015年9月1日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

c aまたはbに該当する電気機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款のピーク抑制型時間帯別電灯附則5（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ハ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 非蓄熱式電気暖房機器は、専用の回路を施設し、直接接続していただきます。

(ニ) 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ホ) 当社は、非蓄熱式電気暖房機器が、蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)イの適用を受ける通電制御型機器（2018年4月1日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の通電制御型機器を除きます。）を使用される場合の料金は、本則6（料金）にかかわらず、本則6（料金）によって料金として算定された金額から、イによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 通電制御型機器割引額

通電制御型機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭

なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 最低月額料金

本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	411 円 40 銭
---------	------------

(3) 非蓄熱式電気暖房割引 I 型

(1)ロの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は、本則 6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ロの最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、(2)ロの最低月額料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、毎年 12 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 3 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間とし、中間期間とは、毎年 10 月の料金に係る計量期間等の始期から 11 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間および毎年 4 月の料金に係る計量期間等の始期から 5 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

なお、(4)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といた

します。

冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×15パーセント

中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×10パーセント

なお、割引対象額は、その1月の電力量に本則6（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

冬期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	2,420円00銭
中間期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	880円00銭

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型

(1)ロの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は、本則6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ロの最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、(2)ロの最低月額料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、毎年12月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の3月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

なお、(3)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×25パーセント

なお、割引対象額は、その1月の電力量に本則6(料金)(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	3,300円00銭
---------------------------------	-----------

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 通電制御型機器等に対する料金割引

イ 通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、通電制御型機器割引額は、(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ロ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後1年に満たないお客様については、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。

ニ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後1年に満たないお客様については、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。

ホ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式電気暖房割引上限額は、(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ヘ ホの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。

ト 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(6) オフピーク蓄熱型機器

イ オフピーク蓄熱型機器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き

あげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(7) その他

イ 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

(イ) 通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の通電制御型機器割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(ロ) 非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の非蓄熱式電気暖房割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(ハ) 標準約款 17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ニ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(イ)、(ロ)および(ハ)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

a 計量期間等の日数

(a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

b 暦日数

(a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期が属する月の日数といたします。

(b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期が属する月の日数といたします。

ロ その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

6 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表（夜間蓄熱型機器）

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。